

個別相談でお尋ねがあった質問で、皆さまに共通でお伝えするとよいと思われる内容をQ&Aでまとめました。

No	質問内容	回答
1	幹事団体・現場団体の間の「委託」という関係について、どのような状態を想定していますか。	契約内容を明確にして取り決めし、休眠事業の実行団体としての責任は幹事団体に持ってもらうますが、関係性としては、同じ目的を共有して協力するチームメンバーであり対等な協力関係が基盤となります。各団体の意志を尊重しますが、事業目的遂行への責務は持ってもらうという関係です。また、現場団体への委託事業は、CCFとの月次面談やチーム運営会議で進捗状況を確認します。
2	地域の諸団体は、申請段階でどの程度、関係を構築しておくといいですか。	事業に関係する団体をくまなくチーム構成団体（現場団体）にする必要はなく、「事業を通してコミュニティプラットフォーム（CPF）で協力してもらう関わり方」と整理をするとよいでしょう。同志的な団体だけではなく、課題に対して多角的な取り組みができ、地域づくりにつながるようなCPFとなることが期待されます。そうした協力団体について、申請段階で事業レベルでの連携内容を固めずとも、どのような役割・分野で協力しようとするのか、考えられているといでしょう。
3	事業計画の「様式2-1」のアウトカムの策定にあたって、参考になる情報はありますか。	2023年3月で3年間の事業が終了した、草の根支援2019の事業がJANPIAのホームページで情報公開されています。これらの中の「事後評価報告」をご覧くださいと参考になると思います。 https://www.janpia.or.jp/josei/johokokai/normal/2019/ スクロールすると、下の方に実行団体の報告があり、当ファンドの実行団体の報告も載っています。
4	幹事団体が設立後間もない団体でも問題はありませんか。	幹事団体の設立時期について特に条件は設けていませんが、チームの現場団体の過半数とこれまでに連携の実績があることが要件となっています。もし、前身の団体が現場団体との連携実績があるならば、その旨を記載ください。また、幹事団体は、休眠預金事業が求めるガバナンス・コンプライアンス体制を事業期間中に整備することが求められます。
5	事業スタート後に、現場団体として、新規団体が加入することはできますか。	現場団体は、申請時に確定しておく必要があり、特別な理由を除いて、途中加入は認められません。事業実施の過程における、新たな協力団体による事業に対する費用については、幹事団体の事業計画・資金計画の中に含めて考えてください。
6	ソーシャルビジネスは、どの程度の収益性があることが必要になりますか。	必ずしも計画通りに収益が見込める状況にならなくとも、ビジネスモデルが決まり、必要なスキルや関係性が事業期間中に培われ、スタートが切れることが重要です。収益は自己資金に含めることができますが、計画通りとならなかった場合でも、3年目の自己資金20%は必要になりますので注意してください。